

とうじしゃぶかい みなさま おうかがい
当事者部会の皆様にお伺いしたいこと

しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん たいおうようりょう
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」について

1 なぜ対応要領が整備されるのか

へいせい 28 ねん 4 がつ 1 にち しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ
平成28年4月1日から障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

しょうがいしゃさべつかいしょうほう はじまります
(障害者差別解消法)が始まります。

さべつかいしょうほう くに しくちょうそん かいしゃ おみせ しょうがい りゆう さべつ
差別解消法は、国や市区町村、会社やお店などが「障害を理由とする差別」をな

くし、障害がある人もない人もみんながお互いの人格と個性を尊重しあいながら共

に生きる社会をつくることを目的としてつくられました。

ぶんきょうく ぶんきょうく しょくいん しょうがい りゆう さべつ かいしょう てきせつ たいおう
文京区では、文京区の職員が障害を理由とする差別の解消に適切に対応する

ために必要な項目を定めた「対応要領」を作成します。

2 合理的配慮の基本的な考え方

さべつ かいしょうほう しょうがい りゆう さべつ ふとう さべつてきとりあつかい
差別解消法にある「障害を理由とする差別」には、「不当な差別的取り扱い」と

「合理的配慮の不提供」があります。

ふとう さべつてきとりあつかい しょうがい りゆう しせつ りゆう
「不当な差別的取り扱い」とは、「障害がある」という理由だけで施設の利用を
ことわられたり、しょうがい ひと じょうけん さします
断られたり、障害のない人にはつけない条件をつけることなどを指します。

ごうりてきはいりょ ふていきょう しょうがい ひと ひと しょうがい あった ひつよう
「合理的配慮の不提供」とは、障害のある人が、その人の障害に合った必要な
くふう やりかた ごうりてきはいりょ ねが
工夫や、やり方(合理的配慮)をお願いしたのに、してもらえないことを指します。

ただし、この「合理的配慮」については、くに しくちょうそん かならずはいりょ おこな
た、この「合理的配慮」については、国や市区町村は必ず配慮を行わな

ればならず、かいしゃ おみせ びんかんじぎょうしゃ はいりょ おこな どりよく
会社やお店などの民間事業者は配慮を行うよう努力することとされ

ています。(民間事業者とは⇒一般の会社やお店のこと)

けんりようごせんもんぶかい こんご しょうがいしゃ せいかつ かんきょう めざ
権利擁護専門部会では、今後とも障害者の生活のしやすい環境を目指し、

とうじしゃぶかいいん みなさま しょうがいしゃ はいりよ かんが
当事者部会員の皆様が障害者への配慮について、どのように考えているのかを

し
知るためにも、しょうがいしゃ たいする ごうりてき はいりよ かんする い か れいじ
障害者に対する「合理的配慮」に関する以下の例示について、

みなさまがた けいけん たい き も おきかせ おもいます
皆様方の経験やそれに対するお気持ちをお聞かせいただきたいと思ひます。

3 ごうりてき はいりよ あたりうる ぶつりてき かんきょう はいりよ ぐたいれい 合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例

もくてき ばしょ あんない さい しょうがいしゃ ほこうそくど あわせたそくど
例1) 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で

あるいた ぜんご さゆう きより いちどり しょうがいしゃ きぼう きいたり
歩いたり、前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。

き おも ふたん
→聞かれたらどう思ひますか？うれしいですか？負担になりますか？

ふう き いや
→どんな風に聞けてもらえたらいいですか？またどんな聞かれ方は嫌ひですか？

つか しょうがいしゃ べっしつ きゅうけい もうして さい べっしつ
例2) 疲れやすい障害者から別室での休憩の申出があつた際、別室の

かくほ こんなん とうがいしょうがいしゃ じじょう せつめい たいおうまどぐち ちかく
確保が困難であつたことから、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに

ながいす いどう りんじ きゅうけい す べーす もうける
長椅子を移動させて臨時の休憩スペースを設ける。

きゅうけい な おも
→休憩スペースが無いとしたらどう思ひますか？

きゅうけい ようい おも
→休憩スペースを用意してもらふことをどう思ひますか？

かいじょうとう あんないひょうじ わ
例3) 会場等の案内表示を分かりやすいものにする。

(以上「文京区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領(案)より抜粋。」